広報 あしや
Garden City Ashiya

減免・軽減特集

臨時号 平成25年（2013年） 5月15日発行

発行/芦屋市役所
☎0797-31-2121/FAX0797-38-2152
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
HP http://www.city.ashiya.lg.jp/
✉ info@city.ashiya.lg.jp
■問い合わせ　企画課　☎38-2127

減免・軽減制度のお知らせ

問い合わせ　企画課　☎38-2127

市では、一定の要件を満たすかたを対象に、市税の非課税・減免制度、国民健康保険料、介護保険料などの減額制度や、負担を軽減する制度を設けています。主に経済的理由のあるかた・高齢のかた・障がいのあるかたを対象にした「減免・軽減制度」の概要についてお知らせします。

制度を受けていただくには、それぞれ申請書や必要書類等を提出（提示）していただく必要があります。納期限より遅れて申請されますと、過ぎた納期分については減免できないなど、制度ごとに取り扱いが異なりますので、詳しくは、各担当課（係）までお問い合わせください。

主な施設使用料等の減額・免除

保健センター

問い合わせ　☎㉛1586

【使用料・手数料免除】

■対象　七十歳以上のかた、市民税が非課税世帯のかた、または「生活保護法」の規定による保護を受けているかた等

■概要　①保健センターが実施する胃がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診・かく痰細胞診検査・大腸がん検診にかかる自己負担金を全額免除
②保健センターでの診断書・証明書発行手数料を全額免除

■申請　印鑑を持参の上、「保健センター使用料免除申請書」を保健センターへ提出

歯科センター

問い合わせ　☎㉛0658

【手数料免除】

■対象　「生活保護法」の規定による医療扶助を受けているかた

■概要　診断書・証明書発行手数料を全額免除

■申請　印鑑を持参の上、「歯科センター使用料等免除申請書」を歯科センターへ提出

芦屋病院

問い合わせ　☎㉛2156

【文書料の免除】

■対象　生活保護法の規定による医療扶助を受けているかた

■概要　診断書の文書料を免除

■申請　印鑑を持参の上、「使用料等免除申請書」を受付窓口へ提出

【駐車場料金の免除または減額】

■対象　身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳および療育手帳の交付を受けているかたおよび介護者一人

■概要　駐車場料金の免除または減額

■申請　当該手帳を受付窓口へ提示

休日応急診療所

問い合わせ　☎㉑2782

【手数料免除】

■対象　「生活保護法」の規定による医療扶助を受けているかた

■概要　診断書・証明書発行手数料を全額免除

■申請　印鑑を持参の上、「休日応急診療所使用料等免除申請書」を休日応急診療所へ提出

自転車駐車場

【定期使用料減免】

■対象　①生活保護世帯のかた②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けているかた③学生のかた

■概要　①②のかたは定期使用料の半額を減額③のかたは定期使用料の三割を減額

■申請　各自転車駐車場へ

■問い合わせ
JR芦屋駅北　☎㉛2988
JR芦屋駅南　☎㉜5569
阪神打出駅　☎㉓6570
阪神芦屋駅南　☎㉛7343
阪神芦屋駅西　☎㉒4137
阪急芦屋川駅北　☎㉒1495
阪急芦屋川駅南月若　☎㊳3666

あしや温泉

問い合わせ　☎㉜0204

【市民の入浴料減額】

■対象　市内在住の①六十五歳以上のかたおよび十二歳以上の障害者手帳の交付を受けているかた②六歳以上十二歳未満の障害者手帳の交付を受けているかた③六歳未満の障害者手帳の交付を受けているかた

■概要　①三百八十円を二百六十円に減額
②百三十円を八十円に減額③六十円を四十円に減額

■申請　年齢の確認できるもの（免許証等）、障害者手帳等要件を確認できるものを提示

【駐車場使用料減額】

■対象　①温浴施設を利用されたかた②足湯を利用されたかた③温浴施設または足湯を利用された心身に障がいのあるかた

■概要　三十分までごとに百円の使用料を
①最初の一時間三十分までを無料
②最初の三十分までを無料
③全額無料

■申請　入浴利用券を受付に提示③のかたはさらに、障害者手帳等要件を確認できるものを提示

※営業時間　午後二時～十一時（入場は十時三十分まで）

※休業日　毎週火曜日（第一・三水曜日（ただし祝日の場合は営業）、一月一日～三日

社会教育関係施設

施設名	減額・免除内容	対象	申請	開館時間等
市民センター ☎31-4995	【施設使用料の減免】市民センター（市民会館・公民館）で社会教育に関する事業を行う場合に、施設使用料の３割を減免	社会教育関係団体に登録している団体・市民会館指定団体・福祉団体	使用許可申請書に必要事項を記入し、社会教育関係団体登録承認書、市民会館指定団体承認書または福祉団体利用登録書を窓口へ提示	■開館時間 <平日・土曜>午前９時～午後９時30分<日曜・祝日>午前９時～午後５時まで（大ホールのみ午後９時30分） ■休館　火曜日・８月13日・14日
美術博物館 ☎38-5432 谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852	【観覧料半額減免】観覧料金の半額減免	①65歳以上のかた②身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳および療育手帳の交付を受けているかたおよび介護者１人	①年齢を確認できるもの（免許証等）②当該手帳をそれぞれ施設の窓口へ提示	■開館時間 午前10時～午後５時　■休館 月曜日※月曜日が祝日の場合は、翌火曜日休館
体育館・青少年センター ☎31-8228	【施設使用料の減免】対象団体が、社会教育に関する事業を行う場合に施設使用料の３割を減免	社会教育関係団体に登録している団体	使用許可申請書に必要事項を記入し、社会教育関係団体登録承認書を窓口へ提示	■開館時間 午前８時50分～午後９時20分 ■休館　第１・３月曜日
海浜公園水泳プール ☎22-8861	【使用料半額減免】温水プール使用料を半額減免	①市内在住の65歳以上のかた②市内在住で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかたおよび第１種の記載があるかたの介護者１人③市内在住で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたおよび介護者１人	①年齢を確認できるもの（免許証等）②～③当該手帳等を窓口へ提示	■開館時間 <平日・土曜>午前10時～午後９時 <日曜・祝日>午前９時～午後６時 ■休館　月曜日
公共施設利用者の駐車場使用料（共通）	【使用料全額免除】駐車場使用料を全額免除	①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けているかたが運転する自動車②これらのかたの介護者が運転する自動車	当該手帳を提示	利用施設の開館時間